

開 催 案 内

研 修 名 認知療法・認知行動療法研修会

開 催 日 2026 年 11 月 23 日(月祝) 12:30~18:15 (受付開始 11:30) 予定
24 日(火) 10:00~17:20 (昼食は各自で準備してください)

会 場 公認心理師試験研修センター研修室
東京都文京区小日向 4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階

受講対象者 公認心理師

定 員 約 60 名(抽選/ホームページから申込をしてください)

申 込 期 間 2026 年 9 月 28 日(月)正午~10 月 4 日(日)

※抽選結果は、10 月 6 日(火)にお知らせします。

※医療機関に勤務する方を優先して抽選します。

受 講 料 44,000 円(税込)

問 合 せ 先 公認心理師試験研修センター 研修係

TEL 03-6912-2655(平日 10:00~17:00)

MAIL info-cbt@jccpp.or.jp

○ 本研修は、令和8年度診療報酬改定「認知療法・認知行動療法3の施設基準」における認知療法・認知行動療法研修についての研修に該当します。

※施設基準の該当有無に関しては、申込者本人が勤務先医療機関と確認してください。

「参考:関係通知抜粋」(ホームページ参照)

○ 申込フォームから申込をしたすべての方に抽選結果をメールで送信します。

○ 抽選結果のメールにより当選を確認した後、10 月 13 日(火)までに当センターホームページの「研修申込サイト」から受講料を決済してください。決済完了を確認後、受講案内等を送付します。

○ 研修会の全課程を修了した受講者に対し「修了証」を発行します。

○ 受講料決済後に受講を取りやめる場合は、受講規約に基づいて手続きを行います。詳細については、研修申込サイトにログイン後、「お知らせ」に掲載されている受講規約をご確認ください。

申込の流れ

【申込】 9 月 28 日(月)正午～10 月 4 日(日)

- ① 申込フォームから必要事項を入力の上、申込をしてください
- ② 研修申込サイトの利用申請手続きを行ってください



【抽選結果】 10 月 6 日(火)

申込をしたすべての方に抽選結果をメールにて送付



【当選】 10 月 6 日(火) ～10 月 13 日(火)まで

研修申込サイトにログインの上、受講料の決済完了

※クレジットカード決済です

事業者払いご希望の場合、問い合わせ先へ連絡してください

【落選】 次年度(2027 年度開催)の研修募集時に申込をしてください



【受講決定】 決済完了メール

決済手続き完了で受講決定となります

【受講案内】 11 月 9 日(月)頃

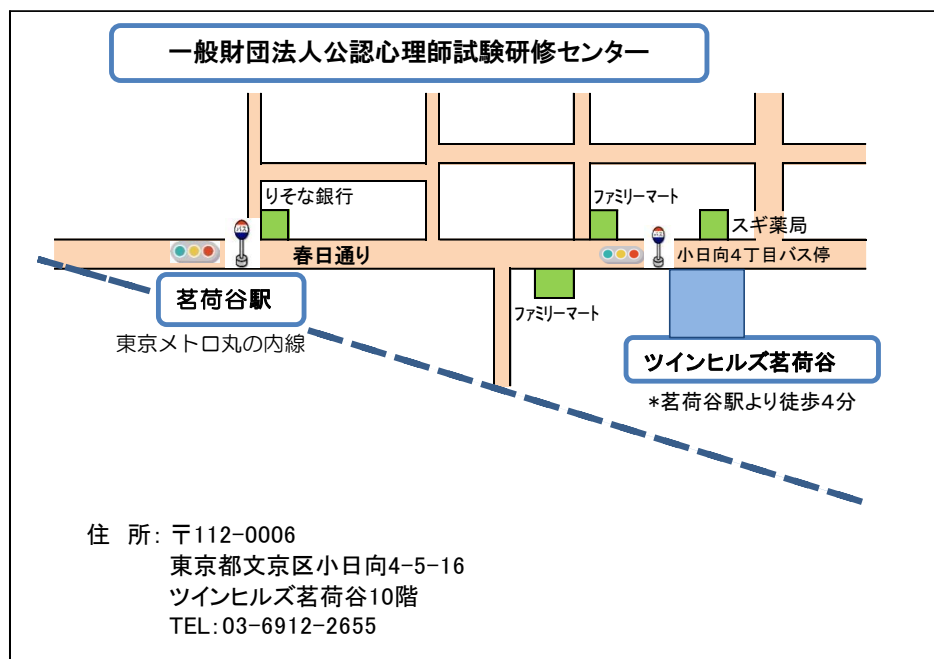
受講案内・事前学習・事前アンケートの送付

会場案内

場 所 公認心理師試験研修センター研修室

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階

東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩4分



参考:関係通知抜粋【認知療法・認知行動療法】

<診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第六十九号 令和8年3月5日)(別表第一 医科診療報酬点数表I003-2 認知療法・認知行動療法)から抜粋>

認知療法・認知行動療法(1日につき)

- 1 医師による場合 480 点
- 2 医師及び看護師が共同して行う場合 350 点
- 3 公認心理師による心理支援を伴う場合 330 点

<特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発 0305 第 8 号令和8年 3 月 5 日) 第 48 認知療法・認知行動療法から抜粋>

1 認知療法・認知行動療法1に関する施設基準

当該保険医療機関内に、専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が1名以上勤務していること。

3 認知療法・認知行動療法3に関する施設基準

(1) 1を満たしていること。

(2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の常勤公認心理師が1名以上勤務していること。

ア 認知療法・認知行動療法1の届出医療機関における外来に2年以上勤務し、治療に係る面接に 60 回以上同席した経験があること。

イ うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症又は不眠症の患者に対して、当該公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る面接を過去に5症例 60 回以上実施していること。

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て満たす研修を修了していること。

(イ) 国、関係学会、医療関係団体等が主催し修了証が交付されるものであること。

(ロ) 認知行動療法の基本的技能に係る内容を含む2日以上のものであること。

(ハ) 講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。